

令和7年度SNS活用によるUIJターン就職促進情報発信業務 仕様書

1 委託業務の目的及び概要

県外からの人材還流を促進するため、卒業前の県内の高校生をはじめ本県出身の県外の学生及びUIJターン希望者に対し、県公式SNS（LINE）アカウント（※）の登録の促進に取り組むとともに、県内の魅力や県内就職などの情報を定期的に配信する。

※ UIJターン就職情報を発信するLINEアカウント「あおもりターン」をいう。以下、同じ。

2 業務内容等

(1) 青森県公式SNS（LINE）アカウントの周知・登録促進

アカウント登録を促進するためのチラシ及びポスターを制作し、県が指定する送付先（県内外200箇所程度）に送付する。

制作部数	県外在住者向けチラシ（A4判）	10,000部
	県内高校生向けチラシ（A4判）	10,000部
	ポスター（B2判）	50部

(2) SNS（LINE）登録者への情報配信等

ア SNS（LINE）登録者への情報配信等

- ・登録者に対して、就職活動及びUIJターンに関するイベントや支援情報を、県内の旬の話題とともに、定期的に（月1回程度）情報配信する。必要に応じて随時配信する場合がある。なお、情報配信に係るテキスト等は県から提供する。
- ・上記のほか、予め県と協議した上で、登録者の関心が高いと考えられるコンテンツ（記事、動画等）を制作し、定期的に配信する。
- ・登録者の視聴状況等を把握し、定期的に県に報告する。
- ・アカウントに対する意見等を把握するため、登録者に対しアンケートを実施する。

イ ホームページの作成・運営

① ホームページの作成・運営

- ・青森県公式SNS（LINE）アカウントが配信する情報及び青森県（以下、「県」という。）が提供する就職活動に役立つ情報を掲載するホームページを作成し、県の指示による情報の追加、更新等を行い、履行期限まで運営する。その仕様は受託者が変わった場合でも円滑に引き継ぐことができるものとし、令和6年度に作成したホームページの使用及び変更を可とする。なお、掲載する就職活動に役立つ情報は、年150件程度とする。

令和6年度に作成したホームページ

URL：<https://aomoreturn.pref.aomori.lg.jp/>

その他：WordPressを使用

- ・「青森県情報システムアクセシビリティガイドライン」に準拠する。
 - ・パソコン、スマートフォン、タブレット等任意の端末でそれぞれ最適な表示ができるようレスポンシブデザインとする。
- ②ホームページの保守管理
- ・ホームページの保守管理を行う。
 - ・日本産業規格（JISX-8341-3:2016）に配慮する（最新の改正に対応させる）。
- ③サーバ
- ・サーバは受託者が用意し、ホームページを運営する。
- ④運用保守及びセキュリティ対策
- ・県からのシステムに係る技術的な問合せ及び運用に関する問合せなどへ、迅速に対応できる体制とする。
 - ・セキュリティは常に最新のものにする等、十分な対策を講じる。
 - ・本業務の受託者（以下、「受託者」という。）はデータを厳密に管理して、委託業務以外にそのデータを使用しない。
 - ・サイバー攻撃等事件、事故発生時の初動、対応、復旧、保全等の対応内容を提示する。
 - ・受託者を含めた、危機管理対応責任者連絡網を作成する。
 - ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるほか、県の指示に従う。
 - ・システムの稼働時間は基本年中無休、システム内部や過失による致命的なエラー時には停止、24時間以内に保守対応とし、時間内の対応が困難な場合は予定を随時提示する。
 - ・保守による停止が発生する場合は、事前に県と協議し、その作業日、作業時間、停止時間等について許可を得る。
 - ・契約終了時に、成果品として終了時のホームページデータを提出する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 対象経費

- (1) 実施に係る経費（LINE配信、ホームページの作成・運営、取材等のコンテンツ制作に係る旅費、印刷・製本費、通信運搬費等）
 - (2) 委託業務に従事する者の人件費
 - (3) 一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。）
 - (4) その他、当該事業に必要と認められる経費
- ※ただし、次の経費は対象外とする。
- ・土地、建物、備品（オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア）の取得費
 - ・施設・設備の設置費、改修費

5 成果品

- (1) 業務完了報告書
- (2) 上記2の制作物
- (3) 上記2の制作物の電子データ（冊子については、PDF ファイル及びイラストレーター用 ai データ）
- (4) 上記2のホームページの業務終了時のデータ
- (5) その他、本業務で実施した取組に係る必要なデータ等

6 納品場所

青森県子ども家庭部若者定着還流促進課（県庁南棟4階）

7 著作権の帰属

- (1) 納品物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。ただし、本契約締結日現在、受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となっているものを除く。以下同じ。）は、委託金額以外の追加支払なしに、その発生と同時に受託者から県に譲渡され、県単独に帰属する。受託者は、県が求める場合には、本項に定める著作権の譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- (2) 本契約締結日現在受託者、受託者以外の委託事業参加者又は第三者の権利対象となる著作物が納品物に含まれている場合であっても、県は、納品物の利用のため、本契約期間中及び契約終了後において、納品物全体を県の著作物として使用し、また第三者に使用させることができる。ただし、未承諾リストその他の書面で受託者から県に別段の通知がなされたもの（又は通知の対象となった特定部分）についてはこの限りでない。
- (3) 受託者は、納品物（本契約においては、委託業務により新規に作成されたイラスト等自体を含む。）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、受託者は、当該著作物の著作者が受託者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

8 その他、契約に付帯する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経て行うこと。
- (2) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受託者が行うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。